

株式会社エフエムやんばるの放送区域概念図



注：本放送エリアは、電波法令に規定する地上4メートルの高さで、送信所からの放送波の電界強度が0.25mV/m以上となる区域を表したものであり、その中で放送法に規定される放送区域が名護市の一部となるものです。